

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年3月5日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

副委員長	清水和弘君	加藤敬徳君
	斉藤芳夫君	長谷部集君
	内藤久歳君	藤原正夫君

欠席委員（1名）

委員長 金丸寛君

傍聴議員（9名）

議長	清水正二君	秋山照雄君
	金丸幸司君	横山洋介君
	五味武彦君	小澤重則君
	有泉庸一郎君	山本英俊君
	保坂芳子君	

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	小林信生君	上下水道部長	古屋正彦君
建設課長	小宮山尚君	都市計画課長	宮本裕君
農林振興課長	箭本太君	商工観光課長	島田伸君
上水道課長	望月新路君	下水道課長	寺島信君
建設総務係長	森田公君	建設管理係長	保坂俊和君
建設土木係長	中澤一昭君	まちづくり 推進係長	渡辺充君
整備係長	斉藤一也君	農林振興係長	丸茂貴幸君

農林管理係長	樋口 一 君	農林基盤整備係	小松 利也 君
商工労働係長	藤井 亮一 君	上水道総務係	鷹野 美穂 君
給水係長	小澤 裕一 君	下水道総務係	森川 嘉亮 君
下水道施設係	中島 茂樹 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	本田 泰司	書記	長田 大地
書記	中込 美智子		

審査内容

1 条例等審査

議案第24号 市道路線認定の件

議案第23号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件

議案第21号 甲斐市恩賜県有財産保護財産区管理会条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第9号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）

議案第15号 令和元年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和元年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 令和元年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第5号）

3 請願審査

請願第1-6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を
求める請願書

4 その他

開会 午後 零時 59分

○書記（中込美智子君） 改めまして、こんにちは。

ご参集大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに副委員長よりご挨拶をいただきまして、副委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、清水副委員長、よろしく願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 改めまして、こんにちは。

本日は金丸委員長が欠席のため、委員長に代わり進行役を務めます。皆様のご協力をお願いいたします。

午前中から大変ご苦労さまでございます。

午後からは条例等審査、それから補正予算審査、それから請願審査等がございます。皆様方には慎重な審議をお願いいたします。

それから、最初に、市道の認定で3件ぐらいになりますか、2件ですか、これから外に出ることがありますけれども、今日は皆さん感じていらっしゃると思いますけれども、いつもより非常に風が強くて、それからその風も冷たいものですから、ぜひ寒さしのぎをきちんとして出かけるようお願いをしまして会議に入らせていただきます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

なお、金丸委員長は欠席の連絡がありましたので、報告します。

本日の会議を開きます。

○副委員長（清水和弘君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますので御承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり、会派の割当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため、人数を申し上げます。

創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第24号 市道路線認定の件を議題といたします。

本件は現地調査を行いたいと思いますが、委員よりご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それではお諮りいたします。

本件はお手元に配付した委員派遣、計画書により委員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することを決定しました。

なお、委員派遣承認要求書は、委員長において作成し議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、当局より説明を受け現地へ移動したいと思います。

当局より説明をお願いします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） お疲れさまです。それではよろしく願いいたします。

議案第24号 市道路線認定の件につきましては、道路法第8条第2項の規定により、本定例市議会において議決をお願いするものでございます。

議案集の93ページ、94ページ。認定位置図につきましては、議会資料83ページから87ペ

ージになります。

議案集の93ページ、94ページにおいて、説明させていただきます。

今回、認定をお願いいたします路線は12路線になります。

現地視察につきましては、1月24日に開催されました常任委員会において、93ページの上段から、路線番号633、634、635、636、637の5路線。2月17日に開催されました常任委員会におきまして、94ページになりますが、上段2段目から、路線番号335、336、337、338、339の5路線を確認していただいておりますので、本日は93ページの下段になりますが、路線番号638、路線名、氏神西宅造2号線、94ページの上段になりますが、路線番号1561、路線番号、東河原宅造3号線の2路線について現地視察をお願いし、さきに視察していただいた路線と合わせ、12路線について認定をお願いするものであります。

本日の、確認していただきます2路線は、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路でございます。詳細につきましては現地で担当からご説明させていただきます。

なお、ここで、令和元年度に議決をいただきました、市道路線認定及び路線変更の総括についてご説明させていただきます。

議会資料の88ページをお願いいたします。

こちらが、令和元年度の6月、9月、12月の定例審議会において、路線認定、路線変更の議決をいただいた路線と、3月の定例会に提出しております路線認定の一覧表でございます。表の左上になりますが、6月は路線認定としまして7路線で延長676メートル。9月は路線認定としまして14路線で延長867.1メートル。12月は路線認定としまして14路線で818.2メートル。また、路線変更としまして1路線延長310.7メートル。3月の定例議会に路線認定の案件として提出がされておりますのが12路線の延長539メートルとなっております。

令和元年度の合計といたしましては、路線認定が合計47路線、総延長が2,903メートル。路線変更が1路線、変更前が127メートル、変更後310.7メートルとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

質疑については、現地調査の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 2時06分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

現地調査、お疲れさまでした。これより、質疑に入ります。

現地調査等を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第24号の質疑を終了します。

これより、議案第24号 市道路線認定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対すると討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしを認めます。

討論を終了します。

これより議案第24号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第24号を終わります。

次に、議案第23号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

続きまして、条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

議案第23号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件につきまして、議案集91ページ、議会資料につきましては、76ページから79ページになります。

本議案の提案理由につきましては、民法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることに伴い、所要の改定を行う必要があります。

これが、この条例を提案する理由でございます。

議会資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

議会資料の76ページをお願いいたします。

こちらの、新旧対照表の右側が旧条文で、左側が改正後の新条文となります。

第6条中の「第21条の」を「第40条の」に改め、第11条第4項において「被災者等という」を削ります。

第11条第4項中の「被災者等のうち」を削ります。

次に、77ページをお願いいたします。

第15条第1項ただし書中、「第8条」を「第7条」に改めます。

次に、第16条の見出し中、「減免または執行猶予」を「減免等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加えます。「市長は、市営住宅の一部滅失、その他事由により使用できなくなった場合において、それが入居者の責めに帰することができない事由によるものである時は、その使用することができなくなった部分の割合に応じて家賃の減額を行うものとする。」

次に、35条中、「第16条」を「第16条の第2項」に改めます。

78ページをお願いいたします。

41条第3項中の「年5分の割合」を「法定利率」に改めます。

第45条中「使用については」の次に、第16条第1項を加えます。

続きまして、79ページをお願いいたします。

第53条中「第16条」を「第16条第2項」に改めます。

条例の施行につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、本条例の一部改正に伴い、議会資料80ページから82ページになりますが、甲斐市営住宅条例施行規則につきましても、関係箇所の一部を改正させていただきます。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明の中で、78ページの「年5分の利率」が「法定利率」に変わったというところなんだけれども、これは、年5分という表現を法定利率ってことで、法定利率も今はどんな具合になっていますか。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） ただいまのご質問ですけれども、民法のほうで、今までは利率を5分ということで決まっていたんですけれども、これを法定利率というふうに改めまして、今は3%です。

これを5年ごとに見直すということで、ここの表現を、法定利率という形でこちらの市営住宅の上部条例も変えることにさせていただきます。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この3%というのは、今非常に預金利息も下がっていて、法定利率の3%というのは結構高いんじゃないかって気がするんだけれども、これは法律で定められたりもしている部分であると思うけれども、その辺の根拠というか、法律で決まっているからそうだって言ってしまうえばそれきりだけれども、一般的に利率に関して、例えば我々は仕事関係で県の資金の融資を受ける場合でも1.何%ぐらいだったかな、これは3%というのはちょっと高いような気がするんだが、その辺のところの根拠はどんな具合になっているのか。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 今のご質問ですけれども、大変申し訳ないのですけれども、その3%の根拠につきましてちょっとここで私どもも詳細を把握しかねておりますので、ここで答えすることができないんですけれども、もしあれでしたらお調べしまして、後でまた発言の機会をいただければお示ししたいと思いますけれども。

〔「後でちょっと調べて」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

〔「以上です」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 77ページの、第16条の文面の中で、これを加える何か実例とか、今後あり得る何かとかを加味された上での追加なのか、その辺はどうですか。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 今のご質問にお答えします。

私どももこちらの文面につきましては、県の指導もありましてこのような文面を入れたんですけれども、私ども、どのような想定でこういうものがあるかというのはちょっと、いろいろ検討したんですけれども、具体的なところが私ども、今のところ来ていないんですけれども。

例えば、住宅の中で、例えばの話なんですけれども、隣で火事があった場合に、1部屋だけちょっと火事の影響を受けて使えなくなったと。その時に、ほかの部屋は住めるんで、使えなくなった部屋だけの面積をその家賃から、割合で減免するというような想定が考えられるかなと思っているんですけれども、具体的にどういう例があるかというのはちょっと今のところ、私ども把握をしておりますような状況でございます。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 県も市もそうなんだろうけれども、老朽化と維持管理が大変だということもあたりだろうと思うんです。ただ、ここで県がこういったからといっても、権限は市長というふうに指定しているというところに、やっぱり言われたから足すというだけだと、ちょっと何となく、という感じがするんですけども。

私、いつも言っているように、やっぱり老朽化した空き住宅も明らかに危険と分かっているのに使わせていることも事実なので、家賃の減額云々という以前にやることあるなということを感じるんですけども、やっぱり。

これは権限を市長にというふうに言っているってことは、市も単独でもろもろいろんなことを考えてきなさいって言っているのと一緒じゃないですか。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 今のお話のとおりのご意見も十分あると思いますので、今後の中で検討する中で、また取り入れた中で考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 76ページの、特別な事情があると認めた者には連帯保証人は必要ないということなんですけれども、今やはり身寄りのない方が、これは民間ですけれども、基本的には入れない、連帯保証人を立てられないから入れないということなんですけれども、これを読むと、今度そういう方々が甲斐市の市営住宅に入れるような、そういうイメージを持つんですけれども、そうした時、入れるかどうかというのも聞きたいんですけれども、そういった時、その方がそのままお亡くなりになった時の、その後のこととかどういうふうに、ちょっとこれだけだと読み取れないので、どこまでどういうふうに考えているかというのを聞きたいんですけれども。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 今、こちらのとおり、入る場合に、連帯人が特別の事由があればいいよということで入ったとして、例えば、身寄りがないということで、お亡くなりになった場合については、市のほうでそれなりの対応をしていかなければならないというふうに考えております。

○副委員長（清水和弘君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） ちょっとそこのところ、ちゃんと今度、逆を言うところの81ページのほうの規則のほうでうたっているのかどうか、そこのところ分かんないんですけれども、ちょっとそういったところをはっきりしないとまずいかなと思うので、また見直していただければと思うんですけれども。

もう一点が、連帯保証人が今度市内から県外に拡大されたということなんですけれども、入る方もやっぱり甲斐市に住みたいというと、市内の方じゃないと入れないというケースもあつたりとかするんですけれども、そういったところは改善はされているんですか。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 今の、市営住宅の入居条件は、市内に在住か、市内の事業所に勤務しているという条件がありますので、その場合に、例えば市内に住んでいれば市内に保証人になっていただける知り合いがいるんですけれども、市外から市内の事業所に入っている場合は、なかなか市内の保証人を見つけることがえらいということで、その辺を拡幅したということで県内ということで今回変更させていただきたいと考えております。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第23号の質疑を終了します。

これより第23号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第23号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第23号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第21号 甲斐市恩賜県有財産保護財産区管理条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、農林振興課から議案第21号 甲斐市恩賜県有財産保護財産区管理条例の一部改正の件につきましてご説明をさせていただきます。

議案書は87ページ、議会資料につきましては74ページをお願いいたします。

初めに、本条例の一部改正の提案理由でございますが、議案書87ページの中下段を御覧ください。

財産区関係者の居住実態を鑑みて、委員を選任する要件を変更する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

具体的な内容でございますが、現在の条例においては、委員の選任において当該財産区内に住所を有し、甲斐市の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから市長が議会の同意を得てそれぞれ委員を選任をしております。しかしながら、近年、山間地から市街地へ移り住む関係者もいる中で関係する財産区で欠員が生じた場合に、関係する財産区内に一旦住所を移し、選任しなければならないといった弊害が生じていることから、財産区との利害関係者であれば委員に選任できるよう条例の一部を改正をさせていただくものでございます。

一部改正の要旨につきましては、議会資料74ページの新旧対照表を御覧ください。

条例第3条、委員の選任中のアンダーライン部分のとおり、現行の「住所を有し、甲斐市の議会の議員の被選挙権を有する者」の記載を、「住所を有する者又は財産区の利害関係者で甲斐市議会議員の被選挙権を有する者」に改め、当該財産区内に居住していなくても市内に居住する財産区の利害関係者であれば、委員に選任ができるよう要件を緩和させていただくものでございます。

以上が、本条例の改正の内容となります。よろしく願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。委員より質疑がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第21号の質疑を終了します。

これより、議案第21号 甲斐市恩賜県有財産保護財産区管理会条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第21号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第21号を終わります。

以上で、条例等審査を終了いたします。

次に、補正予算審査を行います。

審査に入る前に、お諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

議案第9号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算第7号を議題といたします。

初めに、農林振興課より、6款農林水産業費、1項農業費及び13款諸支出金、1項基金費並びに繰越明許費について一括で説明をお願いします。

箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、農林振興課の3月補正についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の日本型直接支払事業について、37万2,000円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、国県支出金として27万8,000円、残りの9万4,000円は一般財源となります。

内容につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持管理していくための協定を締結し、水路の泥上げや草刈り、農道等の管理活動及び農地ののり面崩落を未然に防ぐための定期点検などの活動に対し補助金を交付しており、現在市内では敷島の15地区、双葉の4地区、計19地区がこの活動に取り組んでおります。

今回の増額補正につきましては、双葉北部地区で行われております圃場整備事業に伴い、交付金対象となる耕作地面積が約1万9,000平米増加することとなったことから、補助金の増額をお願いするものでございます。

なお、財源となる国県支出金27万8,000円につきましては、歳入予算において農林水産業費県補助金として増額補正をさせていただきます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の県営土地改良事業について534万8,000円を減額補正をさせていただくものでございます。

財源内訳につきましては、地方債の合併特例債が390万円減額、その他として412万6,000円を増額、一般財源557万4,000円が減額となります。

内容につきましては、双葉北部地区圃場整備事業に伴う換地業務委託料から420万円、後沢ため池耐震対策事業負担金から89万円、また楯無堰、茅ヶ岳東部、後沢ため池に関わる土地改良事業特別賦課金から合計で25万8,000円をそれぞれ事業費の確定に伴い減額をさせていただくものでございます。

なお、財源となるその他412万6,000円につきましては、双葉北部地区圃場整備工事の受益者負担金として、歳入予算において増額補正をさせていただく予定でございます。

次に、5目農地費の土地改良区施設改修事業につきまして188万円を増額補正をさせていただくものでございます。財源内訳につきましては、その他として138万6,000円、残りの49万4,000円は一般財源となります。

内容につきましては、現在、県が実施をしております上堰頭首工復旧工事において、事業費が増額となることから関係自治体の負担金が増えるものでございます。

増額となる負担金188万円の内訳でございますが、本市として49万4,000円、中央市分として74万8,000円、昭和町分として63万8,000円がそれぞれ増額となり、増額後の各自治体の負担金合計は本市が197万3,000円、中央市が298万6,000円、昭和町が254万7,000円となり、総額で750万6,000円となるものでございます。

なお、財源となるその他138万6,000円につきましては、関係自治体負担金として歳入予算において増額補正をさせていただきます。

22、23ページをお願いいたします。

次に、13款諸支出金、1項基金費、4目渇水対策施設建設等基金費について1,000円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、その他1,000円となります。

内容につきましては、基金利子積立金の決算見込額の増による積立金の増額となります。
24ページ、25ページをお願いいたします。

次に、11目クラインガルテン基金費について3,000円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、その他3,000円となります。

内容につきましては、先ほどと同様に基金利子積立金の決算見込額の増による積立金の増額となります。

次に、繰越明許費についてご説明をさせていただきます。

議案書は26ページ、補正予算説明書は28ページをお願いいたします。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の県営土地改良事業について負担金補助及び交付金3,577万5,000円を繰越しをさせていただくものでございます。

財源内訳につきましては、市債の合併特例債2,720万円、その他として分担金及び負担金683万5,000円、一般財源174万円となります。

内容につきましては、県営土地改良事業として実施されている5事業、茅ヶ岳東部、双葉北部、後沢溜池、龍地溜池、楯無堰それぞれの事業において地元や関係機関との調整、湧き水処理や残土処理などに想定以上の日数を要し、年度内での完成が見込めない状況となったことから、負担金を繰越しをさせていただくものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の土地改良区施設改修事業について、負担金補助及び交付金750万6,000円を繰越しさせていただくものでございます。

財源内訳につきましては、その他として分担金及び負担金553万3,000円、一般財源197万3,000円となります。

内容につきましては、県が現在行っております上堰頭首工の復旧事業において、工事着手が渇水期の11月からとなり、年度内完成が困難となることから、県が繰越しの手続を行うため、関係自治体負担金を繰越しをさせていただくものでございます。

以上が、農林振興課の3月補正予算の内容となります。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

まず、19ページの農林振興費の中で、一番初めの説明で、北部中山間地ということで、説明と農地とか水道なんかの点検及び道路整備事業ということの中で、双葉地区の1万9,000平米という、今説明がありましたけれども、これは今やっている工事の中の一部ということですか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） ご質問のとおりでございます。今、双葉の自治会で言うと駒沢、滝沢、私の地元でございますけれども、そちらの近くでやっております圃場整備の工事が完了をして面積等が確定した部分加わるということで、1万9,000平米という形になりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の説明の、1万9,000平米の中でやる工事という、点検、水路あるいは農道は、あそこは今もう整備をしているからそういうことはないと思うんですけども、どんなふうなあれですか。ここのところ、工事内容というのか、今度使う。

○副委員長（清水和弘君） 箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 1万9,000平米につきましては、交付対象となる耕作地面積ということで、その中に道路面積とかは入っておりませんが、例えばのり面、傾斜地になっているようなところの面積が1万9,000平米というようにご理解をいただきたいと思っています。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） その下の、農林振興費の5目になるのかな、農地費の中のこの受益者負担というのが412万6,000円ありますよね。受益者というのは、これは何人くらいいるわけですか。

○副委員長（清水和弘君） 小松農林基盤整備係長。

○農林基盤整備係長（小松利也君） 県営の圃場整備の関係でございますけれども、具体的には1の2工区、1の3工区、2工区、1の1工区という4つの工区に分かれておまして、それぞれで言いますと、89人、20人、46人、41人という内容になっております。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） もう一度、89人が。

○農林基盤整備係長（小松利也君） 1の1工区が89人、1の2工区20人、1の3工区46人、2工区が41人となっております。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） その合計のあれが、この受益者負担の全部になるってことですか。今回は、例えば、1工区が89人、そこのところは全部の、そうすると400云々ってえらい、こんなもんじゃ。

委員長、もしあれだったら後で。でも今分かるのであれば、今でも。すぐ出てくるか。出てこない。

○副委員長（清水和弘君） 後に回しますか。

よろしいですか。

○委員（藤原正夫君） はい、分かりました。

○副委員長（清水和弘君） ほかに質問がありますか。

よろしいですか、他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで農林振興課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時45分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

初めに、建設課より先ほどの内藤委員の未回答について答弁を求めます。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） よろしくお願ひいたします。

先ほど、内藤委員よりご質問がありました、法定金利の3%につきまして、一応改定に伴って県からもらった資料を一応確認しましたところ、民法制定以来5%とされていた法定金利について、市中金利、これは市場で決まる金利ということらしいんですけども、市中金

利が長期にわたり5%を下回る状況が続いているため、3%に引き下げられたというふうな文面であります。3%が安いか高いかということは、ちょっと私ども今調べたんですが判断が付きませんでした。

もう一つよろしいですか。先ほど、法定金利を5年に1度見直すということでやったんですけれども、これを訂正させていただいて、3年に1度見直すということでした。そこを訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 分かりました、ありがとうございます。

5分という表現が、ちょっと考えたら5%ということだよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（内藤久歳君） それは、5分なんてことは、今時その、分なんていう表現を言ったのがおかしかったかなと思うんですけれども、結局下がったということなんだよね。市中金利に応じて下がったということだ。はい、了解です。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

次に、建設課より8款土木費、1項土木監理費及び8款土木費、2項道路橋梁費並びに13款諸支出金、1項基金費について一括で説明をお願いいたします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、建設課より補正予算につきましてご説明させていただきます。

議案集22ページ、23ページ、補正予算説明書は18ページから23ページになります。

補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

中段の、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、補正前の1億8,487万7,000円に対しまして、1,370万6,000円を減額し、補正後の額が1億7,117万1,000円になるものでございます。減額となります財源につきましては、国からの社会資本総合交付金が605万7,000円、県からの耐震関係補助金が合わせて422万3,000円、一般財源342万6,000円、合計1,370万6,000円の減額でございます。

内容につきましては、説明欄の12土木総務事業費におきまして、木造耐震住宅診断委託及び木造住宅耐震事業関係補助金の申請件数により委託料と補助金の減額でございます。

続きまして、18ページの下段になりますが、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費につきましては、補正前の7,667万6,000円に対しまして200万円を減額補正し、補正後の額が

7,467万6,000円になるものでございます。

20ページの上段をお願いいたします。

減額となります財源につきましては、一般財源327万円でございますが、国からの防災安全社会資本交付金が当初の要望額より127万円多く配分されておりますので、合計といたしまして200万円の減額となっております。

内容につきましては、説明欄01道路新設改良事業において、改良事業に伴う電気設備等の移設補償費が軽減できたことによります保障費の減額でございます。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

下段になりますが、13款諸支出金、1項基金、7目市営住宅事業基金につきまして、補正前の24万4,000円に対しまして6,000円を増額し、補正後の額が25万円になるものでございます。

内容につきましては、説明欄01市営住宅事業基金積立において、利子積立金6,000円を増額をお願いするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この土木総務費の中で、様々な耐震診断とか、こういうので減額になっているんだけど、これは当初計画した申請件数とかそういうものが少なかったということで減額になると思うんだけど、計画した件数、それから実際実行した件数とかその辺のところはどんな具合になっているんですか。

○副委員長（清水和弘君） 森田係長。

○建設総務係長（森田 公君） お答えいたします。

年度当初、木造耐震診断につきましては30件を予定しておりましたが、今年度、現在の実績は今のところ10件の実施となっております。

そのほか、木造住宅設計、木造の改修につきましては、当所で5件を予定しておりましたが、実施につきましてはゼロ件となっております。

また、シェルター設置、アスベストにつきましても、1件ずつ計上させていただきましたが、今のところ実績はゼロ件になっておりまして、今回余った額を補正で減させていただきます。

ものになります。よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） こういうことを見てみると、意外と計画した件数にして30件で10件ということで、実績は3分の1というふうなことのようだけれども、このことに関しては耐震ということで、いろいろ、災害に関することだと思うけれども、このことを、事業を活用するということについて3分の1にとどまっているということに関してはどんな見解を持っているんですか。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 私ども、甲斐市耐震改修促進計画というのを策定しております、この中で耐震に関する家の改築とかをしてもらうためにいろいろな活動しております。今年につきましては、毎年ですけれども、各戸を訪問しまして、ローラー作戦としましてパンフレット等を配布したりして、まずは耐震を受けていただくということで活動しております。

ただ、耐震の調査をしまして、例えば耐震が必要になるといった時に、今度は設計とか改修の工事になりますと実費が出てくるので、その辺がなかなかご理解がいただけないところがちょっと苦しいところですが、今後ご理解いただけるようにローラー作戦等を進めてまいりたいと思っております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この事業をすることによって、非常に苦勞しているということがよく分かりました。

そこで、ローラー作戦したことによって、市民がそれを受けて耐震をしようとか改修をしようとかってことに至った実績というか、そんなことは確認はできているんですか。

○副委員長（清水和弘君） 森田係長。

○建設総務係長（森田 公君） お答えいたします。

今年度につきましては、木造耐震の診断が10件したんですけれども、いずれもその後の設計改修には至っておりません。

ただ、30年度の実績としましては、16件木造耐震診断を行いまして、そのうち4件が設計をしていただきまして、さらにそのうちの3件が改修をしていただいたという結果になっております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 様々なところでご苦労していただいている、その前年度は実績があったということなんだけれども、今年度についてはないというふうなことで、今後この耐震に関しては非常に重要な施策なので、しっかりとまた今後も取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで建設課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、都市計画課より繰越明許費、8款土木費、4項都市計画費について説明をお願いします。

宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、都市計画課より繰越明許費につきましてご説明させていただきます。

議案書につきましては26ページ、補正予算説明書につきましては28ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の都市計画諸費につきまして、4,164万円の繰越しをお願いするものであります。

財源は、全て一般財源であります。

内容といたしましては、山梨県が実施しております都市計画道路、田富町敷島線の整備事業に伴いまして、市所有の古村区の旧公会堂用地の一部が道路用地となることから、山梨県

と甲斐市及び代替地所有者の3者契約により旧古村公会堂用地の代替地取得等に要する経費を計上させていただいております。代替地所有者からは、基本的に用地の売却についての了承はいただいておりますけれども、売却後の所得税等の税控除を考慮する中で、所有する用地のうち、まず新公会堂用地として利用している用地を売却し、その翌年に公会堂用地以外の用地の売却を希望しております。現時点では、所有する用地を単年度で売却するのか、複数年、2か年等で売却するのかが確定していないため、年度内での用地取得は困難となることから、繰越しの手続をお願いするものであります。

以上が、都市計画課からの繰越明許費の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 繰越してことは、来年度中にはめどがつくんですか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） はい。来年度中にはめどがつくというふうに考えております。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、来年度にはめどがつくということなんだけれども、これに至った経緯というのは、地権者の都合によってこういうふうになったというような認識を持っているので、そういうことでいいですか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） おっしゃるとおりでございます。

先ほどご説明いたしましたとおり、地権者のほうで税控除の関係もございまして、全ての用地の売却は了承していただいているんですけども、単年で売却する場合と2か年で売却する場合の税控除が違うという内容がありまして、その辺で地権者のほうで模索をしている段階ですので、それでまだ確定をしていないという内容になりますので、地権者には基本的には了承いただいておりますので。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちなみに、参考までに現実問題として、そういう手法を取ったほうが地権者に対する税控除といいますかね、それは有利になるということですか。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） 公民館用地とあと代替地があるんですが、両方とも1,500万控除というのが利くんです。単年でやると1,500万なんです、複数年すると1,500万掛ける2で3,000万なんですよ。そういうことを、うちも情報として地権者の方に提供させていただいています。ですが、税控除はそれで有利になるんですが、まとまったお金が欲しいという気持ちもあるとか、その辺でちょっと地権者の方が迷われていると。

向こうのほうも税理士さんとかそういう方がついて、いろいろ検討しているということで、うちのほうもそんなに先送りはできないから、ある程度、期限を申しております。それで、一応決めてくださいねという形で、それは了承しているということでございますので、来年度中には解決できると思っております。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで都市計画課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時04分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、商工観光課より13款諸支出金、1項基金費について説明をお願いします。

島田商工観光課長。

○商工観光課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

商工観光課から補正予算につきまして説明いたします。

それでは、補正予算説明書の24、25ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、12目地域振興基金費、25節積立金、01地域振興基金積立金につきまして、補正前の額3,836万6,000円に対し146万1,000円の増額補正をお願い、3,982万7,000円とするものであります。

内容につきましてはサテライト双葉、各公営競技場外売場の前年度売上金による市への負担金の決算に伴う145万円と、財源内訳にありますその他1万1,000円は基金運用利子でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで商工観光課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員で入替えを行います。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時08分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

先ほどの、藤原委員の質問の未回答について答弁を求めます。

箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 先ほどの藤原委員さんの質問にお答えをさせていただきます。

圃場整備が終わった全体の区域、まず全体の区域の面積でございますけれども、約9万平米でございます。地権者につきましては、先ほど1の2工区を20人と申し上げましたが、

こちらがすみません、ダブっている方もいるので13人が正しい数字になります。1の3工区を、先ほど46人と申し上げましたが、こちらもかなりダブっておりまして14人。2工区という工区がございますけれども、こちらが41人というふうな数字になります。

この9万平米のエリアの中の道路、水路等については耕作地の対象にはなりませんので、それらを除いた部分の中で取組の場所としまして、滝沢集落という位置づけの場所と駒沢という集落の裏に鰻沢集落という場所、それから芝起という集落の3つの場所に交付をする部分の面積が合計で1万9,000平米。1万9,000平米といいますのが、もともと耕作をしていた土地以外で、圃場整備をすることによって、新たにそこを適正に管理できるような土地、言わば耕作放棄地だったりとか手がつけられていなかったところが、新たに適正に管理ができるというふうな条件になって、そこに対して適正に管理をしていただくものに対して交付金を出させていただくという面積が1万9,000平米増えたというふうにご理解をいただければと思います。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

説明が終わりました。

ここで、職員退室のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時11分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、上水道課より4款衛生費、2項環境衛生費について説明をお願いします。

望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） お疲れさまです。どうぞよろしくをお願いします。

それでは補正予算説明書16、17ページをお願いいたします。

下段になります。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、補正前1億6,751万7,000円から406万7,000円を減額いたしまして、1億6,345万円とするものです。

節の説明となります。

28節繰出金406万7,000円の減額につきましては、16簡易水道事業特別会計繰出金を減額するものです。

内容につきましては、次の簡易水道事業特別会計補正予算においてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで上水道課関係の質疑を終了します。

次に、下水道課より4款衛生費、3項清掃費及び6款農林水産業費、1項農業費並びに8款土木費、4項都市計画費について一括で説明をお願いいたします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、下水道課より一般会計の補正予算のご説明からさせていただきます。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費、右説明欄になりますが、08地域し尿処理施設特別会計繰出金の13万4,000円の増額につきましては、地域し尿処理施設特別会計への繰出金を増額するものでございまして、詳細につきましてはこの後の地域し尿処理施設特別会計補正予算の中でご説明をさせていただきます。

続きまして、下の、次の段になりますが、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、右説明欄になりますが、20農業集落排水事業特別会計繰出金の19万7,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものでございまして、同じく詳細につきましては、この後の農業集落排水特別事業補正予算の中でご説明させていただきます。

続きまして、20、21ページをお願いいたします。

上段になりますが、8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費、右説明欄になりますが、01下水道事業特別会計繰出金の9,512万3,000円の増額につきましては、下水道事業特別会計への繰出金を増額するものでございまして、詳細につきましては同様に、この後の下水道事業特別会計補正予算の中でご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上であります。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで下水道課関係の質疑を終了します。

以上で、議案第9号の質疑を終了します。

これより議案第9号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）について討論、採決をいたします。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第9号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第9号を終わります。

次に、議案第15号 令和元年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 引き続きお願いいたします。

それでは、地域し尿処理施設特別会計の補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案集の59ページをお願いいたします。

議案第15号 令和元年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,489万円とするものでございます。

初めに歳入からご説明させていただきます。

補正予算説明書の94、95ページをお願いいたします。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金の1,000円の増額につきましては、地域し尿処理施設基金運用収入の増額によるものでございます。

その下、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の13万4,000円につきましては、地域し尿処理施設関係職員費の確定に伴います増額でございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の13万4,000円につきましては、繰越金の確定に伴う減額でございます。

次に、歳出でございますが、1枚めくっていただきまして、補正予算説明書の96、97ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費につきましては13万4,000円を一般財源から特定財源のその他へ財源構成するものでございまして、内容につきましては地域し尿処理施設関係職員費における人件費でございます。

続きまして、2款諸支出金、1項基金積立金、1目地域し尿処理施設基金積立金1,000円につきましては、基金運用利子の増額に伴う積立金の増額補正をお願いするものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第15号の質疑を終わります。

これより、議案第15号 令和元年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第15号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第15号を終わります。

次に、議案第16号 令和元年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いいたします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） それでは、農業集落排水事業特別会計の補正予算につきましてご説明させていただきます。

議案集の65ページをお願いいたします。

議案第16号 令和元年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

これにつきましては、歳入予算の繰入金19万7,000円を繰越金に組み替える財源構成でございます。総体予算額の増減はございません。

初めに、歳入からご説明させていただきます。

補正予算説明書の104、105ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の19万7,000円につきましては、この後の繰越金の増額による減額補正でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の19万7,000円につきましては、繰越金の確定に伴う増額補正でございます。

次に、歳出でございますが、補正予算説明書の106、107ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、一般会計繰入金の19万7,000円の減額に伴い、一般財源を増額する財源構成でございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第16号の質疑を終わります。

これより、議案第16号 令和元年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第16号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第16号を終わります。

次に、議案第17号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いします。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） それでは、下水道事業特別会計の補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案集の71ページをお願いいたします。

議案第17号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,067万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億383万3,000円とするものでございます。

次の、第2条の地方債の現在高につきましては、後ほどご説明させていただきます。

初めに、歳入からご説明いたします。補正予算説明書の114、115ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道負担金、1節受益者負担金の320万円につきましては、現年度の受益者負担金が増額見込みのため増額補正をするものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、1節下水道使用料の9,600万円の減額につきましては、今回、公営企業会計移行に伴いまして、現年度の下水道使用料を本年3月31日で一旦締めるということのための収入が減額となるものでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の9,512万3,000円につきましては、下水道事業の許認可業務に伴う事務費等繰入金の1,111万円の増額と流域下水道事業建設改良費の確定に伴います繰入金217万3,000円の増額。下水道使用料の減額に伴います公債費繰入金7,384万円の増額補正でございます。

続きまして、7款市債、1項市債、1目下水道事業債、1節流域下水道事業債の170万円につきましては、釜無川流域下水道事業建設費の確定に伴います減額補正でございます。

次の、2節公共下水道事業債、2,130万円につきましては下水道事業費の減額に伴います減額補正でございます。

1枚めくっていただきまして、次に歳出をご説明申し上げます。

補正予算説明書では116、117ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、27 公課費の31 万6, 000 円につきましては消費税納税額の確定に伴います増額補正でございます。

2 款事業費、1 項流域下水道費、1 目流域下水道費、01 流域下水道建設費の47 万3, 000 円につきましては、県の事業費の増額に伴いまして、建設負担金の増額補正でございます。

02 流域下水道事業維持管理費の445 万2, 000 円の増額につきましては、汚水処理量の増加に伴います負担金の増額補正でございます。

次に、2 款事業費、2 項公共下水道費、1 目公共下水道費、01 公共下水道建設費の2, 300 万円につきましては公共下水道事業費の確定に伴い委託料の800 万円と工事請負費の1, 500 万円の減額をするものでございます。

続きまして、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金の28 万3, 000 円につきましては、下水道事業債償還元金の確定に伴います増額補正でございます。

同じく、2 目利子の320 万1, 000 円につきましては、下水道事業債償還利子の確定に伴います減額補正でございます。

次のページ、118 ページをお願いいたします。

地方債の平成29 年度末及び平成30 年度末における現在高並びに令和元年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

表中の一番下、右側の合計欄をお願いいたします。

令和元年度末における現在高見込額の合計につきましては、128 億7, 266 万7, 000 円を見込んでおります。

以上であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 117 ページの流域下水道維持管理費ということで445 万2, 000 円の増額ということなんだけれども、これについては基準とか、どんだけ増えて、どんだけこだけ使用料が増えたということのような、その中身はどうなっているんですか。

○副委員長（清水和弘君） 森川下水道総務係長。

○下水道総務係長（森川嘉亮君） 当初、計画が612 万3, 000 トンで単価が63 円ということでの前年度剰余金を差し引いた額で計算をしていたんですけれども、ちょっとそこら辺の、す

みません、今現在の水量というのがちょっと手元にないものですが、前年度の余剰金が、当初8,900万円を予定していたんですけれども、それが8,000万円ということになっていて、それが減額の理由で、あと当初予算で単価を10%で当初予算を要求しておりまして、実際の確定した数字が8%と10%の二本立てで県から請求が来たものですから、その差引きで445万2,000円が足りなくなったということで増額をお願いするものであります。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今その、前年度の剰余金がどうのこうのという話なんだけれども、その辺、そのことと、この445万2,000円というその因果関係というか、そのところをもう一回説明してくれますか。よく分かん。

○副委員長（清水和弘君） 森川下水道総務係長。

○下水道総務係長（森川嘉亮君） 当初予算が、まず計画水量というのがございまして、それが623。1万3,000トンに63円を掛けて、10%の消費税、なおかつそれに前年度の余剰金というのが、まだこれは決算を打ってみないと分からないんですけれども、予算上は8,900万円ということで県から受けたものでありまして、それでその結果が委員さん今おっしゃいました、今どのくらいの水量かというのが、ちょっと私、今、把握はしていないんですが、そのものがこちらで余剰金が8,000万円ということをお聞きのほうからお聞きしております。8,900万円が、8,000万。

それで、たまたま今年、当初予算が10%で計上しておったんですけれども、請求上、6か月分が10%、6か月分が8%とそれぞれ請求が来たので、県からの請求はその分減額になっているんですけれども、当初の予算が多く盛ってございましたので、その890万円というものからその8%分を差し引くと、445万2,000円が足りないということで増額をお願いするものであります。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 今、係長のほうから説明があった10%、8%というのは、それに関わる消費税を当初一括で10%で計上していたものが、この前もちょっと新聞にも載っていたんですけれども、2本立てになるということで、8%と10%に分けるとその分が減ってくると、そういうことで減額になるというそういう内容です。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ほかにありますか、質疑ございますか。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第17号の質疑を終わります。

これより、議案第17号 令和元年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第17号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第17号を終了します。

続いて、議案第14号 令和元年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

歳入算出一括で当局に説明をお願いします。

望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） それでは引き続きお願いいたします。

議案集53ページをお願いします。

議案第14号 令和元年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出それぞれ273万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,930万3,000円とするものです。また、地方債の額が確定したことにより補正をお願いするものです。

内容につきましては補正予算説明書84、85ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目簡易水道負担金、補正前154万3,000円から7万6,000円を減額いたしまして、146万7,000円とするものです。

内容といたしましては、下福沢地内の消火栓設置工事等の契約差金分の減額補正であります。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正前6,765万2,000円から406万7,000円減額し、6,358万5,000円とするものです。

内容につきましては、事務費等の確定に伴う補正であり、詳細については歳出においてご説明いたします。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正前50万円から146万4,000円を増額し196万4,000円とするものです。平成30年度の繰越金確定に伴う補正です。歳入の見込みを少し少なく見積もったため、繰越金が例年より増えてしまいました。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、補正前2,000円から14万2,000円増額し、14万4,000円とするものです。平成30年度の消費税の確定に伴い還付金が発生したので雑入として処理したため、増額となりました。

8 款市債、1 項市債、1 目簡易水道事業債、補正前580万円を20万円減額いたしまして560万円とするものです。本年度借り入れる地方債の確定に伴う補正です。

内容は、令和元年度に施工した工事4件の工事費に充てる簡易水道事業債について、工事の入札差金分を減額するものです。

次に、歳出になります。

次ページの86、87ページをお願いします。

1 款事業費、1 項事業費、1 目一般管理費、補正前4,133万5,000円から262万5,000円減額いたしまして、3,871万円とするものです。補正額の財源内訳は地方債を20万円、その他として工事負担金等403万1,000円をそれぞれ減額し、一般財源を160万6,000円増額するものです。

内容につきましては、11節需用費の34万5,000円の増額は、漏水に伴い送水ポンプが通常より稼働したことにより電気料が増え需要費の増額をお願いするものです。通常、漏水が分かった時点で早急に対応しているため電気料が大きく増額することはないのですが、今回の場合、路面から分かる漏水ではなかったため、漏水箇所を見つけられず、広範囲にわたり探し、漏水箇所を発見するまでの期間を要してしまったため、電気料がかさみ、増額をお願い

するものです。

なお、12月中旬に漆戸地区で漏水箇所を発見し、修繕のほうは既にしております。

15節工事請負費の267万円の減額は、新長潭橋建設右岸下部工に伴う仮配水管布設替え工事として410万円を当初予算で計上いたしましたが、県において県工事の工法を見直したことにより、仮配水管布設替え工事が不要となりまして、一部の配水管撤去工事約9万円のみで済みました。

しかし、簡易水道の施設の故障が何件かありまして、早急に対応が必要だったため203万3,000円のその残金で対応させていただきました。低区加圧ポンプ室の送水ポンプの交換工事や減圧井警報音声通報装置交換工事などで203万3,000円をその残金で対応させていただきました。

また、その他の工事契約の差金と合わせまして267万円を減額させていただくものです。

27節公課費の30万円の減額は、使用料及び工事費等による消費税納付額の確定に伴うものです。平成30年度分の消費税の納付はありませんでした。

2款公債費、1項公債費、1目元金、補正前4,162万9,000円から10万円減額いたしまして4,152万9,000円とするものです。補正額の財源内訳はその他の公債費繰入金です。

内容は、簡易水道事業債及び公営企業会計適用債の償還元金の確定によるものです。

2款公債費、1項公債費、2目利子、補正前857万6,000円から1万2,000円を減額いたしまして856万4,000円とするものです。

補正額の財源内訳はその他の交際費繰入金です。

内容は、簡易水道事業債及び公営企業会計適用債の償還利子の確定によるものです。

88ページお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書になります。

令和元年度中の起債見込額を20万円減額し、560万円。令和元年度末、現在高見込額を2億4910万1,000円とするものです。

簡易水道事業特別会計の補正予算は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 今の漆戸地区の漏水の件でちょっとお伺いしたいんですけども、漏水がずっと続いていたと、どの期間か分からないんですけども、それが原因不明でなかなかその箇所が分からなかったと。その間、通水はしていたんですか。その漆戸地区、多分あそこだと10世帯か何ぼかだと思うんですけども、通水はしていたんですか。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 通水は、どんどん送ったものですから、通常ある程度送って休んでというような形になるんですけども、漏水をしている関係で量はどんどん送らなきゃいけないくて、それで電気料が、ポンプが回って電気料がかさんだという形になります。ですので、通水自体は利用できていましたのでこの辺は大丈夫でした。

○副委員長（清水和弘君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 例えば、どこか分からなかったってことあるじゃないですか、その距離というのはどのくらいなんですか。私はどこからどこまで調べるのか分からないんですけども。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 一番、一般的なものについては、道路から水が出ていて、そこである程度分かるんですけども、今回の場合、道路からじゃなくて、全然場所が分からず関係する区間を全て歩いたような形になります。ですので、山の上のほうまで行ったりとか職員のほうで探していたんですけども、結局そこではなくて、道路の脇に水路がありまして、人がようやく入れるような大きな水路なんですけれども、そこをたまたまのぞいたらつなぎ目から水がどんどん湧いていたので、そこかもしれないということで、そこがある程度確定したところで、今度は音聴器というか、場所を調べて音がするところを掘るというような形で今回処理いたしました。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第14号の質疑を終わります。

これより議案第14号 令和元年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につ

いて討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第14号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第14号を終わります。

次に、議案第18号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

歳入歳出一括で当局に説明をお願いいたします。

望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。

議案集につきましては、77ページをお願いします。

議案第18号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第5号）です。

説明につきましては、別冊の令和元年度水道事業会計補正予算説明書（第5号）にて説明をしたいと思います。

1ページをお願いします。

令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出になりますけれども、1款水道事業費用、2項営業外費用、5目消費税、既決予定額1,226万9,000円に550万円増額し、1款水道事業費用計を7億5,169万9,000円とさせていただくものです。

内容につきましては、3月の消費税及び地方消費税の確定申告により、現在の消費税及び地方消費税の予算額が不足する見込みのため、増額補正をお願いするものです。

消費税の仕組みとしましては、主に、水道事業の収入、売上げになりますけれども、それに対する消費税、それから支出に対する消費税を相殺して国に納付することとなります。

今回、増額となる見込みの主な要因といたしましては、当初計画しておりました支出であ

ります新町本線配水管布設工事2件、約4,000万円につきまして、都市計画課の発注の新町本線道路改良工事から、再度、工事区間を見直ししまして、令和2年度に発注することとしたため、この工事費に関わる支出、それから、その他の工事契約差金により支出が少なくなったため、納付する消費税が増額する見込みとなったものです。

2ページ以降の、水道事業及びキャッシュフロー計算書、それから貸借対照表の説明は割愛させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第18号の質疑を終了します。

これより、議案第18号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第5号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第18号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第18号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

ここで、暫時休憩し、職員が退出します。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時56分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。いいですか。

それでは、次に請願審査に入ります。

継続審査となっておりますので、請願の審査を行います。

なお、本件については、9月定例会において付託され、本委員会へ紹介議員に出席していただき、説明を聞いて質疑を行っております。そのため、説明及び質疑は省略し、再度各委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。

請願第1－6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書を議題とします。

これより、本請願について順次各委員の意見を求めます。よろしいでしょうか。

まず初めに、藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 9月定例から、今日で3回目ということになります。

私自身、個人的にも検討しましたが、一応もう不採択ということをお願いしたいと思いません。

○副委員長（清水和弘君） 分かりました。

次に、内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 同じく、不採択をお願いしたいと思います。

○副委員長（清水和弘君） 分かりました。

次に、長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 最低賃金を1,000円以上にするということに関しては、確かに正規雇用じゃない人にとってはいい政策かもしれないですけども、中小企業にとっての人件費の増大に対するその圧迫というのは非常に大きなものがあると思います。また、全国一律に最低賃金を合わせるというようなことも書いてありますけれども、これはやっぱり地域格差によって、違うものはもうしようがないので、高いところに合わせれば低いところが非常に難しい状況になるということも、ここに書いてあることはいいことかもしれないですけども、それにおけるその不利益が、非常に心配されることでありますので、請願項目の5番の

雇用の創出と安定に資する政策に実施するという、この5番以外に関しては、何ら私のほうで納得できる部分がないので、不採択ということでお願いしたいと思います。

○副委員長（清水和弘君） はい、分かりました。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 私も、全く長谷部さんと同じで、これは文面が非常に取扱いにくいということで、不採択でお願いします。

○副委員長（清水和弘君） はい。分かりました。

加藤委員、お願いします。

○委員（加藤敬徳君） 不採択でお願いします。

○副委員長（清水和弘君） はい。分かりました。

以上で、各委員の意見を終了します。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時00分

○副委員長（清水和弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより、請願第1－6号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願について採決を行います。

本案について採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立なし〕

○副委員長（清水和弘君） 起立ございませんので、よって本請願は不採択とすることに決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

これで請願第1－6号の審査を終了します。

以上で、請願審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案審査は全て終了しました。

慎重審議ご苦労さまでございました。

ここで、職員入室のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時02分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

最後にその他を行います。

初めに、都市計画課より報告をお願いします。

宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 大変お疲れのところ申し訳ございません。

それでは、都市計画課からその他といたしまして、2点ほどご説明をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、旧山梨県緑化センター跡地に予定しております（仮称）篠原地区公園整備事業に伴う、都市計画決定に関する説明会、これにつきまして、3月18日水曜日午後7時から、竜王北部公民館4階ホールで開催する旨を先日ファクスで議員の皆様方にご連絡させていただいたところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、説明会を一旦延期する方向で現在調整をしておるところでございます。

今後の予定につきまして、日程調整等ができ次第、改めて市民の皆様方に周知すると同時に、議員の皆様方にもご連絡させていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして八幡公園の竣工式の件でございます。

竣工式につきましては、3月24日火曜日午前10時から開催するというので、先月、議員の皆様方にご案内をさせていただいたところでございます。竣工式につきましては、当初の予定では約80名の関係者にご出席をいただき、開催する予定でございましたけれども、こちらにつきましては、規模を縮小して開催する方向で現在調整をしております。議員の皆様方につきましては、議長、副議長、建設経済常任委員の皆様、それと地元議員であります秋山議員にご出席をお願いしたいと考えておるところでございます。

この内容につきましても、改めまして議員の皆様方にご連絡させていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

都市計画課からのその他につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より、質疑がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） ありませんか。なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、都市計画課からの報告を終わります。

次に、委員より、委員会関係でその他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 事務局ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時05分